



日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき克俊

事務所 品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674

2008年12月28日・2009年1月4日 新年合併号 No.646

日本共産党品川区議団ホームページ <http://www.jcp-shinagawa.com/>



2009年 ぐらし守って全力

自民・公明の悪政ストップ 日本共産党

写真右は相談に対応する私（みやざき）。下は相談活動に参加した方々と。



不況のもとで倒産の増加、物価の値上がり…ぐらしがギリギリのなか新年を迎えました。麻生自民・公明内閣が消費税増税を打ち出し、区も介護保険料値上げを計画、負担はもう限界です。日本共産党はぐらしと営業を守って全力でがんばります。



労組・民主団体と街頭相談を行いました
昨年末の12月13日（土）午後、みずほ銀行戸越支店前で「雇用・ぐらし街頭相談」を行いました。この相談活動は品川区内で活動する労働組合、生活と健康を守る会、民主商工会と日本共産党品川区委員会が共同で開催したものです。各団体の役員さんも参加し共同で相談活動に取り組みました。
今回の相談には、ある自治体で臨時職員として働いていた青年が訪れ、契約期間の途中で解雇されたが継続して働きたいとの相談が寄せられました。街頭相談は今後も随時、開催することにしました。

区民の生活を支援します

くらし・営業を支援する制度があります。一部紹介します。

制 度	主 な 内 容	担 当 窓 口
生 活 保 護	<p>憲法25条の理念に基づいて、国の責任で生活に困窮する国民に対して困窮度に応じた保護を行う制度。世帯の収入が最低生活費(厚生労働相が定める)に満たない場合に保護が受けられます。</p> <p>①日常生活に必要な費用、②家賃・地代・補修など住宅の維持費用、③教材や給食などの教育、④医療、⑤介護、⑥出産、⑦葬祭、⑧小規模の事業資金または技能習得・就労のために必要な費用などの支援があります。</p>	品川区役所 生活福祉課
生活福祉資金の貸付	低所得者への生活、就学、療養・介護資金など貸付	社会福祉協議会
小口生活資金の貸付	低所得者に日常生活、緊急出費に2万円以内で貸付	
国民年金保険料の 全額あるいは 一部免除	<ul style="list-style-type: none"> ● 免 除 → 障害者、寡婦、生活保護を受けている方。失業や所得が少なく保険料納入が困難な方。 ● 納付特例 → 大学生や専門学校生で、本人の所得が基準以下の方は、在学期間中は後払いが可能。 ● 納付猶予 → 30歳未満で本人・配偶者の収入が基準以下の方は、保険料納付が猶予される。 ※免除期間は受給資格期間に加算されます。 	品川区役所 国保年金課
国民健康保険料の 減額・免除	低所得世帯、災害や倒産などで生活が困窮し、保険料納入が困難な場合に減額、免除される場合があります。	

中小企業・小規模企業を支援します

景気対策 経営サポート資金2008	小規模零細企業の経営資金調達支援。 運転資金または設備資金(併用可)として 融資限度額500万円 本人負担利率0.3%	品川区役所 産業振興課
小規模企業 特別事業資金	すでに信用保証融資を受けていても可能	

つぎつぎに負担が増え生活が成り立たなくなった…こんな方が増えています。一人で悩まずに、ご相談ください。



制度は他にも
あります。ぜひ
活用し
ます。

お困りのときは **お気軽に** ご相談ください

●くらし・区政の相談はいつでも受け付けます。

●**無料法律相談** は 1 月 30 日(金) Pm6:30~です。



法律相談は毎月開催
弁護士が対応します

日本共産党みやざき克俊事務所

品川区豊町6-2-1 TEL 3786-6674